

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基つ く解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

返戻金について

採用者が入社後1ヶ月以内に退職した場合紹介料の 80%を乙は甲へ戻入する。

採用者が入社後3ヶ月以内に退職した場合紹介料の 50%を乙は甲へ戻入する。

採用者が入社後6ヶ月以内に退職した場合紹介料の 20%を乙は甲へ戻入する。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

株式会社 Style

有料職業紹介事業許可番号/26-ユ-300537